

児童福祉法等の一部改正に対する意見

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

本会では、児童虐待防止対策については、増加し続ける児童虐待に対応するべく、昨年12月10日の「真の子どもたちのための『子ども・子育て施策』の実現に関する決議」において、国に対し、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を実効あるものとし、児童虐待防止対策及び支援施策の強化を図るため、必要な措置を講じることを強く求めている。

国においては、昨年12月18日に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、2019（平成31）年度予算案において、同プランに基づき、児童相談所や市町村の体制、専門性を計画的に強化していくとしたところである。

こうした中で、国においては、今国会への提出に向け、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の改正案の検討を行っているところであるが、中核市等への児童相談所の設置の問題については、地方分権の趣旨を踏まえ、慎重に対応すべきである。

については、今般の児童福祉法等の一部改正に当たって、先に中核市市長会が提出した「中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請」（平成31年1月23日）等を尊重し、下記事項に十分配慮されることを求める。

記

- 1 中核市等に対し、一律に児童相談所設置を義務付けることについては、中核市等都市自治体の意見を尊重し、慎重に検討すること。
- 2 児童相談所の設置については、地域の特性や現状が異なる中核市等の実態や意見を踏まえ、中核市及び中核市への移行を検討している市等との間での丁寧な議論を積み重ねたうえで、今後の設置を目指す中核市等の後押しとなるよう、必要かつ十分な財政措置、専門的人材の育成・確保に係る支援の充実を図ること。
- 3 高槻市をはじめとする大阪府北部を震源とする地震や、倉敷市、呉市、福山市をはじめとする平成30年7月豪雨により被災し、激甚災害からの復興途上にある中核市等があることを考慮すること。
- 4 地方自治法第263条の3第5項の規定等をかんがみ、地方分権の趣旨に基づき、地方に関する政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成のうえで施策を遂行すること。

平成31年3月7日

全国市長会 会長
相馬市長 立谷秀清